

◎伊勢原市国民健康保険加入者の方へ

国民健康保険の保険税率を改定します

～令和6年度課税から適用～

●国民健康保険財政の状況

国民健康保険(以下「国保」)は、加入者の皆さまが病気やけがをしたときに安心して医療を受けることができる大切な制度です。その運営は、国や県の補助金などのほか、加入者の皆さまに納めていただく国民健康保険税を財源に行っています。

近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費の増加が見込まれる一方で、加入者の減少に伴い、収入のうち大きな割合を占める保険税収入も減少しています。このため、国保財政は極めて厳しい状況が続いていましたが、これまでは加入者の保険税負担をできる限り抑えるため、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れ(国保を支援するため市の判断で繰り入れるもの)などにより税率を据え置き、運営を維持してきました。

しかし、今後も医療費の増加などに伴い厳しい財政状況は続くと見込まれ、早急に国保の財政収支を改善する必要があることから、制度を安定的に維持していくため、令和6年度課税分から保険税率を改定します。

●改定の経緯

改定に際し、国民健康保険運営協議会へ諮問を行い、慎重な審議を経て、低所得者へ配慮することなどを前提として、税率の引き上げもやむを得ないとの答申をいただきました。それを受け今年3月、市議会定例会に保険税率の改定案を提案し承認されました。

●改定による引き上げ幅（平成30年度の改定から6年ぶりの改定）

今回の改定により、1人当たりの年税額平均では医療給付費分・後期高齢者支援金等分の合計で約11.5%、介護納付金分を含めた年税額平均では約9%の引き上げとなります。

改定の内容は、次のとおりです。

| 区 分 | 医療給付費分 | | 後期高齢者支援金等分 | | 介護納付金分 | |
|------|---------|----------------|------------|---------------|--------|---------------|
| | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| 所得割額 | 5.32% | 6.20% | 2.20% | 2.22% | 1.94% | 1.96% |
| 均等割額 | 21,000円 | 25,400円 | 7,800円 | 9,200円 | 7,500円 | 9,000円 |
| 平等割額 | 20,800円 | 18,000円 | 8,700円 | 6,500円 | 7,200円 | 4,800円 |

※令和6年度国民健康保険税の本算定納税通知書は、7月中旬に発送する予定です。

担当は、伊勢原市役所 保険年金課 国保係 0463-94-4728 (直通)